

## 入札公告

令和8年度高知県戦没者追悼式実施業務に係る一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第7条により公告します。

令和8年6月12日

高知県知事 濱田 省司

### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
令和8年度高知県戦没者追悼式実施業務
- (2) 委託業務の内容  
別に作成する仕様書による。
- (3) 委託業務の履行期間  
契約締結日から令和8年11月30日（月）まで  
追悼式の開催日時 令和8年11月1日（日）午後1時から2時15分まで（予定）
- (4) 入札方法
  - ア 入札金額は、(3)で示す期間の準備、会場設営、式典運営等業務に対して積算した金額を入札書に記載すること。
  - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかるとする課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、5の(5)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であって、慰霊祭等の施行やイベントの企画運営の営業現に行っていること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県内に、主たる事業所（本社又は本店）を置く者であること。
- (5) 5の(5)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加の資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課 調整・援護調査担当  
（高知県庁ホームページにも掲載する。）  
電話番号：088-823-9779  
FAX 番号：088-823-9207
- (2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和8年6月12日(金)から令和8年6月25日(木)まで(高知県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に3の(1)の場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和8年6月12日(金)午前9時から令和8年6月25日(木)午後5時までの間に子ども・福祉政策部地域福祉政策課のホームページで交付する。

4 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年7月2日(木)午後2時

郵送による入札は、認めない。

イ 場所

高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎地下第5会議室

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
規則第9条及び10条の規定による
- (3) 契約保証金  
規則第39条及び40条の規定による
- (4) 最低制限価格の有無  
無
- (5) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、**入札説明書に示した入札参加資格に関する書類を、令和8年6月25日(木)午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。**また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
- (7) 落札者の決定方法  
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (9) 契約書作成の要否  
要
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)に同じ。
- (11) 詳細は、入札説明書による